

別表

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>1 団体当たり 50 万円以内（※）</p> <p>※ 複数の総合振興局・振興局管内にまたがって支援を実施する団体については、総合振興局・振興局ごとに 50 万円以内の補助を行うことができる。</p>	<p>生活困窮者に対する支援を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	10/10以内